

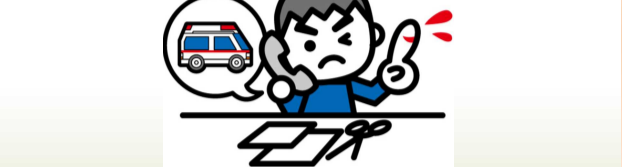
令和元年(平成31年)上半期の火災・救急速報

火災

火災件数：24件

救急

救急車の適正利用を!



火災原因別 最多：たき火

宇和島地区管内で発生した火災は24件で、前年に比べ5件の増加となっています。火災種別では、最も多いのが「建物火災」となっています。また、出火原因別では、最も多いのが「たき火」となっています。

その119、本当に必要ですか?

救急出件件数は、2,284件で、前年に比べ100件減少し、搬送人員は2,065人で、前年に比べ154人減少しています。事故種別では、最も多いのが「急病」となっています。また、傷病程度別では、最も多いのが「中等症」となっています。

11月9日(土) ~ 11月15日(金)

秋の火災予防運動

【住宅防火の6つのポイント】



- 1 寝たがらは、絶対やめぬ。
 - 2 ストーンは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
 - 4 3つの対策
 - 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
 - 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
 - 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

2019年度 全国統一 防火標語

「ひとつずつ いね! で確認 火の用心」

違反対象物公表制度が始まります!

令和2年4月1日から

法令違反があった場合には...
 スプリンクラーの未設置
 屋内消火栓の未設置
 自動火災報知機の未設置

検査結果 違反

各消防本部の立入検査

ホームページで公表

各消防本部のホームページで公表

違反公表制度って?

「違反対象物の公表制度」は、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるよう、消防署等が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)をホームページで公表するものです。

【建物を所有の皆様へ】

重大な消防法令違反の多くは、建物の増築・改築又は用途が変更になった場合がほとんどです。このような変更を行う場合は、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、事前に消防本部予防課までご相談ください。利用者が安心して利用するため、法令を遵守し安全な建物にできるようご協力をお願いします。

【対象となる建物】

飲食店、宿泊施設、診療所

不特定多数の方が出入りする建物
避難が困難な方が利用する建物

【対象となる重大違反】

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備

消防法令で義務付けられている設備が設置されていないもの

祝 全国消防救助技術大会入賞!!

織田消防長と選手達

第48回全国消防救助技術大会 岡山

一般財団法人 全国消防協会

皆様の応援ありがとうございました!!

出場：門田

命綱を結束した後、高さ15メートルの垂直はしごを登る建物への進入など、消防活動には欠かせない技能です。

はしご登はん(雲梯訓練)

出場：渡邊、下田、二宮

全国で活躍した選手達

厚く救出(連護訓練)

三人一組で、長さ八メートルの煙道を、空気呼吸器を着装した隊員が探索して発見した要救助者を救出、安全な場所まで搬送します。火災現場などで煙に巻かれた人を救出する訓練です。

好成績で見事入賞!!

左から：渡邊大樹消防士、下田剛消防士、門田斗斗消防士、二宮琢磨消防士

笑顔の絶えない良い研修になりました!

少年消防クラブ夏季研修

8月1日、2日の2日間、鶴島小学校少年消防クラブ、住吉小学校少年消防クラブ、みどり寮少年消防クラブ合同で夏季研修を実施しました。参加したクラブ員36名は、消防職員からAEDの取扱いを交えた心肺蘇生法などを学び、昼食にはカレーを作りました。

消防フェア開催

11月17日(日) 開催予定 小雨決行

きさいやロード・中央町ふれあい広場

消防フェアは、消防と住民とのふれあいを通して防火防災意識を高めるために、3年に1回開催されています。地震・ロープ渡り・煙体験、防災用品・地震パネル展示、抽選会などを実施します。体験・展示コーナーに挑戦すると、空くじなしの抽選券がもらえます。

見る! 体験する! 学ぶ!

新型はしご車もやってくる!

火災で人命救助!

消防表彰

感謝状贈呈の様子

2人の勇気ある行動に感謝状を贈呈!

宇和島市内で発生した建物火災で、逃げ遅れた高齢男性を救助した永井孝一さんと北矢貴久さんに深く感謝の意を表し、感謝状を贈呈しました。

火災死者の約7割は住宅で発生!!

焼損面積 → 半減
死者 → 4割減

ピーピー火事です。

住宅用火災警報器を設置しましょう!

消防防の過去3年間の住宅火災の分析結果によると、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者の発生は約4割減、焼損床面積と損害額は概ね半減した結果となっており、住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少しています。まだ設置がお済みでないご家庭では、家族や大切な人を火災から守るためにもすぐに取り付けましょう。

お知らせ